

長野市篠ノ井中央公園便益施設（軽飲食店等）設置に関する サウンディング型市場調査（第2回）実施要領

長野市（以下「本市」という。）では、篠ノ井中央公園（以下「本公園」という。）において、「公募設置管理制度（Park-PFI）」により、民間事業者による便益施設※¹の整備を計画しています。

ついては、市場の動向や事業アイデア、設置の意向等について、民間事業者に広くご意見をお聞きして事業の参考とするためにサウンディング型市場調査（以下「調査」という。）を実施します。

（※1 飲食店（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二条第四項に規定する接待飲食等営業に係るものを除く。）、売店、宿泊施設、駐車場、園内移動用施設及び便所並びに荷物預り所、時計台、水飲場、手洗場その他これらに類するもの）

1 調査の名称

長野市篠ノ井中央公園便益施設（軽飲食店等）設置に関するサウンディング型市場調査（第2回）

2 調査の目的

本公園は、篠ノ井及び周辺地区の住民の憩いの場及び交流の拠点のほか、緑と親しむ文化や人を育てる「緑育」の拠点として整備されました。平成30年から平成31年にかけて「公募設置管理制度（Park-PFI）」による便益施設の設置の可能性や緑育に対する意識の高揚を図ることを模索するため調査を実施しましたが（添付資料参照）、令和元年の東日本台風災害や令和2年から感染が拡大した新型コロナウイルス感染症の影響による行動制限もあり、便益施設の設置検討を中断していました。

この度、便益施設の設置検討を再開するにあたり、昨今の物価高騰などの社会情勢の変化や、現在本市がドッグランの整備など広場で犬と楽しく遊べる公園を増やすことを目指していることなど、前回調査時から状況の変化があることから、改めて民間事業者と対話を行い、「公募設置管理制度（Park-PFI）」の公募条件についての検討に活用させていただきたいと考えております。

3 調査の対象

対象の公園及び施設は、次のとおりです。

名 称	篠ノ井中央公園
所 在 地	長野市篠ノ井会716番地
供 用 開 始 日	平成27年3月31日
公 園 概 要	・敷地面積:6ha ・主な施設（エリア）:管理棟、フラワーガーデン、ふれあい広場、多目的広場、芝生広場、郷土の杜、水景施設、管理スペース、北駐車場（37台＋身障者用2台）、南駐車場（27台＋身障者用2台、14台）、西駐車場（31台＋身障者用2台）
公 園 の 特 徴	・JR東日本篠ノ井駅から東へ約1kmし、国道18号に隣接 ・緑育を推進する「（一財）ながの緑育協会」の活動拠点として、平成28年4月から同協会が本公園の指定管理者を受任 ・長野市内に9ヶ所ある「犬の散歩ができる公園」の1つ
設置候補箇所	・公園内南東部の国道18号隣接箇所 ・検討範囲面積約1,380㎡

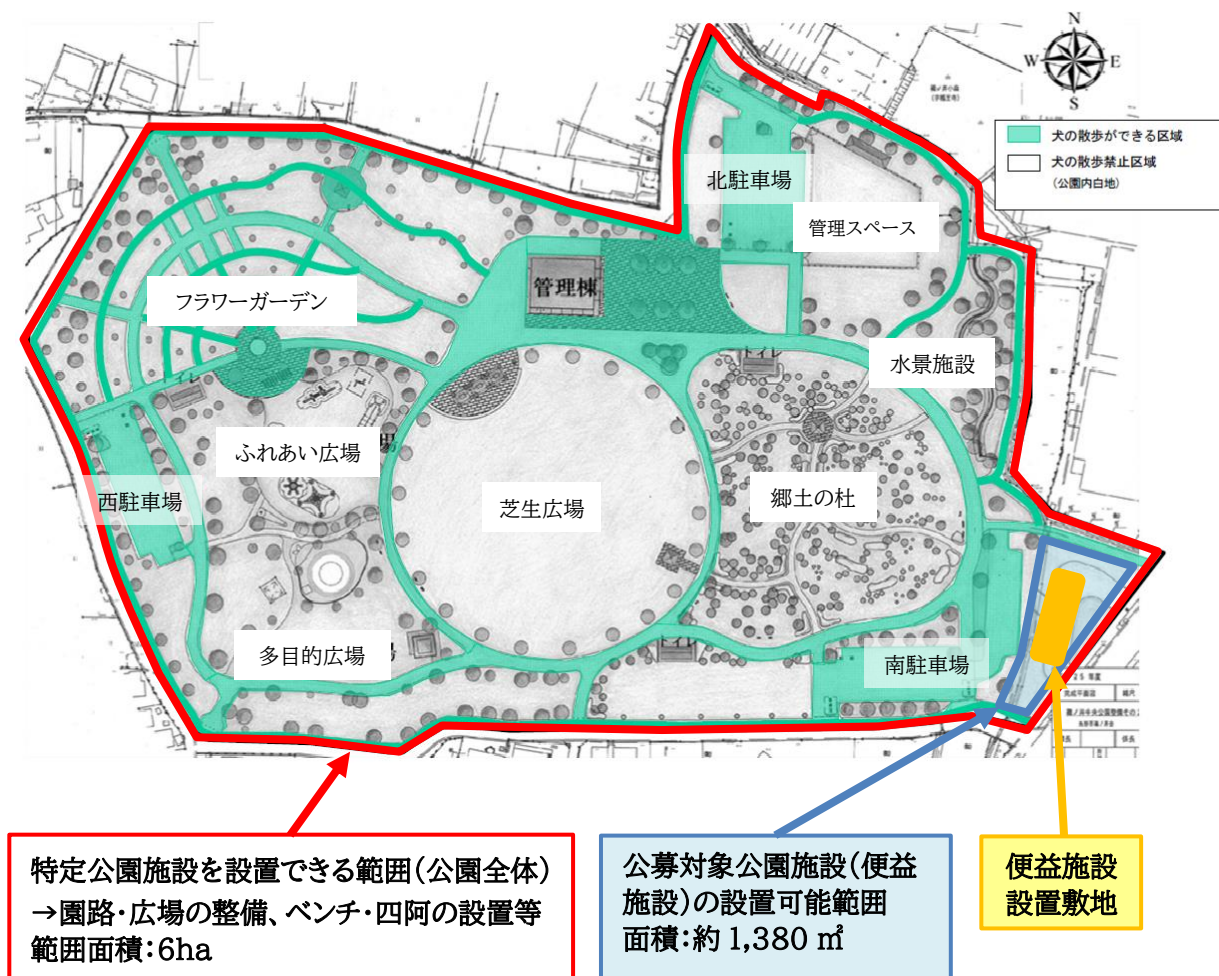
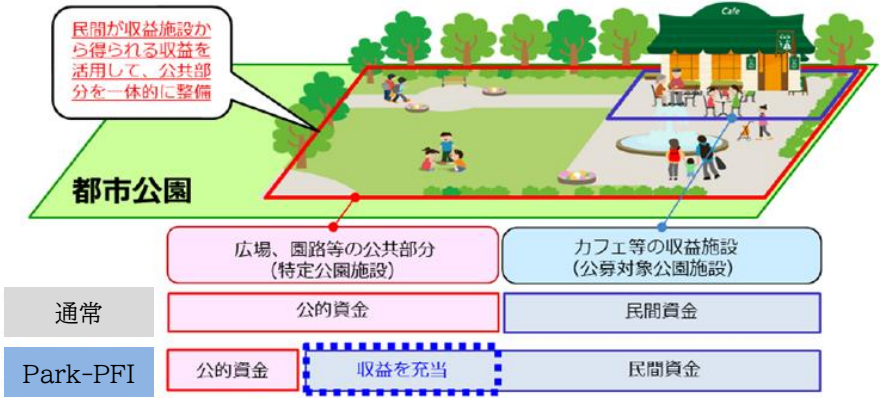


図1 平面図



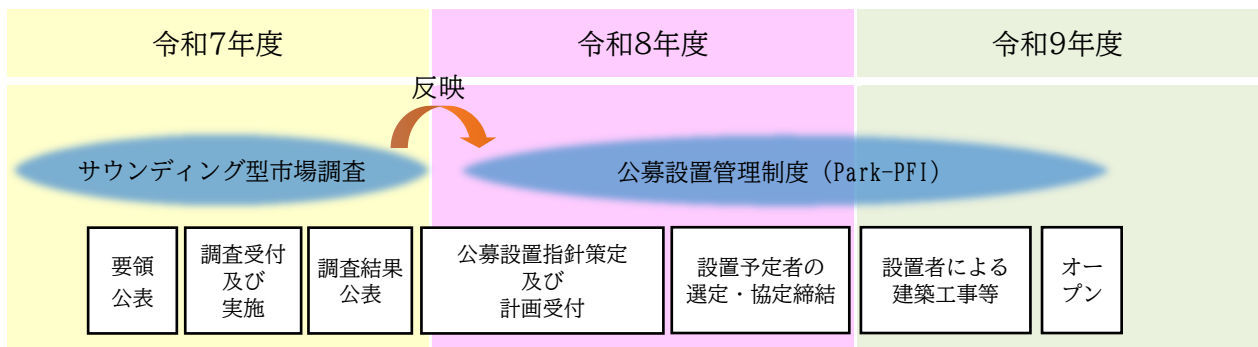
図2 位置図

■Park-PFIとは

Park-PFI (公募設置管理制度)	平成29年の都市公園法改正により創設された、飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を、公募により選定する「公募設置管理制度」のこと 都市公園における民間資金を活用した新たな整備・管理手法として「Park-PFI」と呼称 <Park-PFI のイメージ> 
公募対象公園施設 (都市公園法第5条の2第1項関係)	飲食店、売店等の公園施設であって、法第5条第1項の許可の申請を行う事ができる者を公募により決定することが、公園施設の設置又は管理を行う者の公平な選定を図るとともに、都市公園の利用者の利便の向上を図る上で特に有効であると認められるもの 例：カフェ、レストラン、売店、屋内子供遊び場、駐車場、等
特定公園施設 (都市公園法第5条の2第2項第5号関係)	公園管理者との契約に基づき、公募対象公園施設の設置又は管理を行うこととなる者が整備する、園路、広場等の公園施設であって、公募対象公園施設の周辺に設置することが都市公園の利用者の利便の一層の向上に寄与すると認められるもの

※「都市公園の質の向上に向けたPark-PFI活用ガイドライン」(国土交通省都市局公園緑地・景観課)より一部引用

参 考 : サウンディング型市場調査から事業開始までの想定スケジュール(イメージ)



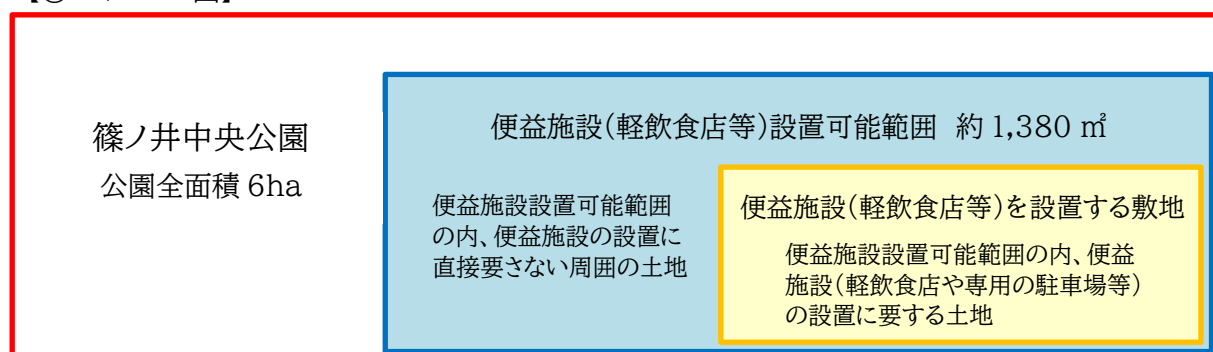
4 調査の対話内容

対話は、次の内容を予定しています

- ・ 前回調査内容についての市場ニーズの再確認
- ・ 本公園が「犬の散歩ができる公園」であることを活かした、犬と一緒に利用できる便益施設の設置の可能性や、ドッグフレンドリーなアイデア等(今回追加)

項目	対話内容
① 設置可能範囲(約1,380㎡)への便益施設の設置	◇公園利用者の休憩・休息の場となり得るような便益施設のアイデア ◇本公園の特徴を活かした便益施設のアイデア ◇便益施設の設置・運営に関する全ての経費について民間事業者による負担(光熱水設備の引き込みを含む) ◇便益施設の建築面積や必要な敷地面積
② 便益施設の運営	◇便益施設の種類 ◇コンセプトやターゲット ◇営業時間
③ 設置可能範囲内の整備、管理及び運用	◇民間事業者による便益施設の周囲(植樹、芝生、アプローチのための園路等)の整備 ◇便益施設設置可能範囲における施設以外の敷地の10%以上を緑化 ※ 便益施設専用ではない駐車場については、既存公園駐車場の使用も可
④ 設置可能箇所以外での本公園への関与	◇公園利用者が利用できる特定公園施設の設置 例：園路・広場の整備、ベンチ・四阿の設置 等 ◇候補箇所以外での維持管理への協力 例：園内全体のごみ拾い、防災拠点としての取り組み 等
⑤ 土地の使用料	◇公募設置管理制度では、使用料の価格競争を可能とするため、条例で定める使用料の額以上の提案を求めるもの ◇便益施設を設置する敷地に対しては土地の使用料を課し、その周囲の土地については使用料を課さないことを想定
⑥ スケジュール	◇望ましい事業期間(最長20年)及び基本協定締結から施設オープンまでのスケジュール感
⑦ 緑育への関与	◇本市と(一財)ながの緑育協会が協働で推進する「緑育」への協力 例：公園花壇の花苗植え・更新、敷地内へのプランターの設置、イベントの実施・協力 等
⑧ 犬と一緒に利用できる施設	◇ドッグカフェなど、犬と一緒に利用できる便益施設の導入の可能性 ◇ドッグフレンドリーな取り組みや事業アイデア
⑨ その他	◇市に望む支援 ◇自由提案、課題 等

【⑤のイメージ図】



5 調査の参加資格

調査に参加することができる民間事業者は、調査対象範囲の便益施設(軽飲食店等)の設置・運営主体となり得る法人又は法人のグループとします。

なお、次のいずれかに該当する場合は、対話の対象者として認めません。

- (1) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第8条第2項第1号の処分を受けている団体若しくはその代表者、主宰者その他の構成員又は当該構成員を含む団体
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)が属している団体
- (3) 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下「暴力団」という。)との関与が認められる等、暴力団又は暴力団員との間に、社会的に非難されるべき関係を有する団体若しくはその代表者、主宰者その他の構成員又は当該構成員を含む団体

6 調査のスケジュールと進め方

(1) スケジュール

項目	日程
① 調査実施要領の公表	令和7年8月20日(水)
② 質問受付(事前説明会参加希望者のみ)	令和7年8月20日(水)～9月26日(金)午後5時15分
③ 事前説明会への参加申込締切	令和7年9月26日(金)午後5時15分
④ 質問の回答公表	令和7年10月3日(金)
⑤ 事前説明会(現地見学含む)	令和7年10月9日(木)
⑥ 対話参加申込み受付	令和7年10月10日(金)～11月7日(金)午後5時15分
⑦ 対話の実施	令和7年11月17日(月)～11月21日(金)
⑧ 対話の実施結果概要の公表	令和7年12月中旬頃

※ 調査(対話)参加者の数によって、スケジュールを前後する場合があります。

(2) 進め方

① 事前説明会(現地見学含む)

調査の実施方法等について、事前説明会を次のとおり開催します。参加を希望される方は、期日までに様式1「事前説明会参加申込書」に必要事項を記入の上、電子メールにてお申込みください。

なお、事前説明会に参加しない場合は質問を受け付けませんが、対話参加の申込は可能です。

日 時	令和7年10月9日(木)午後2時から(終了予定:午後3時30分)
場 所	篠ノ井中央公園 管理棟 講習室(長野市篠ノ井会716番地)
申込期日	令和7年9月26日(金)午後5時15分必着
申 込 先	長野市都市整備部公園緑地課 緑化・緑育担当
留意事項	・説明会の参加者は、1団体あたり2名まででお願いします。 ・電子メール件名は「【事前説明会参加申込】_〇〇(団体名)」としてください。 ・質問がある場合は、様式2「調査に関する質問書」に必要事項を記入の上、8月6日(水)までに電子メールにて提出してください。

② 調査実施要領に関する質問に対する回答の公表

受け付けた質問に対する回答は、次のとおり市ホームページで公表します。

公表時期	令和7年10月3日(金)
留意事項	・受け付けた質問に対する回答は、個別には行いません。 ・質問を行った法人名は公表しません。 ・調査実施要領に関係のない事項等の質問に対しては回答しません。

③ 調査(対話)参加の申込み

調査参加を希望される方は、期日までに様式3「サウンディング型市場調査参加申込書」に必要な事項を記入の上、電子メールにてお申込みください。

申込期日	令和7年10月9日(木)午後5時15分必着
申 込 先	長野市都市整備部公園緑地課 緑化・緑育担当
留意事項	・電子メール件名は「【調査参加申込】〇〇(団体名)」としてください。 ・調査参加の申込みが多数の場合、調査実施日や調査時間について調整させていただく場合がある他、業種等が公園にふさわしくないと本市が判断した場合は、お断りする場合がありますので、あらかじめご了承ください。

④ 調査の実施

アイデア及びノウハウの保護のため、調査は個別に実施いたします。

日 時	令和7年11月17日(月)から11月21日(金)までの期間 各事業者30分から1時間程度 ※参加申込状況等により日程が変更となる可能性があります。
場 所	長野市役所本庁舎会議室(予定)
実施方法	・参加人数は、1団体につき5名以内とさせていただきます。 ・事前に資料等の提出を求めることはありませんが、参加事業者が必要と考える場合は、事前に電子メールでお送りいただくか、当日10部ご用意ください。 ・調査当日は、市側から質問をさせていただく形式で対話を実施いたします。 ・必要に応じて、対話実施後に追加対話(書面による対話を含む。)等を実施させていただく場合がありますので、ご協力をお願いいたします。

⑤ 調査結果の概要の公表

・調査の実施結果については、概要を市ホームページ等で公表します。

・公表にあたっては、事前に参加事業者に内容の確認を行います。

・参加事業者の名称及び企業ノウハウに係る内容は、公表しません。ただし、「長野市情報公開条例(平成13年9月25日長野市条例第30号)」その他関連法令の規定に基づき、公開の対象となることがあります。

7 留意事項

(1) 調査及び調査内容の取扱いについて

- ・調査の参加実績は、事業者公募等に係る評価の対象となりません。
- ・調査結果は、当該施設の活用を検討する以外の目的に使用しません。
- ・調査内容は、今後の検討の参考とさせていただきます。但し、双方の発言とも、あくまでも調査時点での想定のものとし、何ら約束をするものではないことをご理解ください。

(2) 調査に関する費用の負担について

調査参加に要する費用は、参加事業者の負担とします。

(3) その他

本調査について、ご不明な点等がありましたら、「10 参加申込先及び問い合わせ先」までお問い合わせください。

8 添付資料

篠ノ井中央公園便益施設(軽飲食店等)設置に関するサウンディング型市場調査の対話結果の公表について(平成31年4月26日長野市ホームページ公開資料)

9 参考資料

都市公園の質の向上に向けたPark-PFI活用ガイドライン

(いずれ本事業に着手することとなった場合は、この制度に基づき進める予定です。)

10 参加申込先及び問い合わせ先

【篠ノ井中央公園のサウンディング型市場調査に関すること】

長野市都市整備部公園緑地課 緑化・緑育担当(長野市役所 第二庁舎5階)

〒380-8512 長野市大字鶴賀緑町1613番地

電話:026-224-7285(直通) FAX:026-224-5111

E-mail:kouen@city.nagano.lg.jp

【公民連携・サウンディング型市場調査全般に関すること】

長野市総務部公民連携推進局民間活力推進チーム(長野市役所 第二庁舎4階)

電話:026-224-9718(直通) FAX:026-224-7964

E-mail:koukyou@city.nagano.lg.jp